Professional Eye
プロフェッショナルアイ

地震保険制度 改定と課題

吉冨明彦
FDSグループ代表
関戸恵子
エージェントバンク（FDSグループ）主任研究員

今年（2017年）1月から、地震保険において保険料などが変更された。今回は地震保険の仕組みや今般の改定について確認するとともに、地震保険の課題について考えてみる。

Ⅰ．地震保険とは

地震による災害は、発生頻度は低いが、ひとたび巨大地震が発生すれば大規模災害につながり、一度に巨額の保険金支払いが発生する可能性がある。そこで1964年の新潟地震をきっかけとして、国と損害保険会社が共同で運営する地震保険制度を構築するため、66年に「地震保険に関する法律（地震保険法）」が制定された。

（1）地震保険法

地震保険制度の目的は、「保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もって地震等による被災者の生活の安定に寄与する（地震保険法第一条）」ものである。

また地震保険法にいう「地震保険契約」とは、次のような損害保険契約である（地震保険法第二条より抜粋）。

①居住の用に供する建物又は生活用動産のみを保険の目的とする。

②地震若しくは噴火又はこれらによる津波（地震等）を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害を政令で定める金額によりてん補する。

③特定の損害保険契約に附帯して締結される。

④附帯される損害保険契約の保険金額の百分の三十以上百分の五十以下の額に相当する金額を保険金額とする。

（2）再保険

地震保険法には、「政府は、地震保険契約によって保険会社等が負う保険責任を再保険する保険会社等を相手方として、再保険契約を締結することができる（地震保険法第三条）」とある。

ここで再保険とは、保険会社が顧客と契約した保険契約（元契約）の一部または全部について再保険会社などと保険契約をすることによって、一度に多くの保険金支払いが発生することを避けるリスク分散の手法の一つである。

まず損保各社が一般顧客と契約した地震保険契約は、損保が共同設立した「日本地震保険再保険株式会社（以下、日本地震再保険）」に全て再保険される。日本地震再保険は、受再した保険契約の保険責任の一部を「超過損害額再保険方式」という、一定額を超える損害額を再保険する方法によって政府に再保険する（再々保険）。受再した政府は、巨大地震災害が発生した場合に再保険金を支払うため、「地震再保険特別会計」において区分経理をする。

次に、残りの保険責任の一部をこれも超過損害額再保険によって、再び元受損害保険会社等に再保険し（再々保険）、その残りは日本地震再保険が保険責任（リスク）を保有する。

（3）地震保険料

地震保険の保険料は、居住地域と建物の区分によって異なるが、全損害保険会社一律である。

▽地震保険料率の算出方法

地震保険の保険料率は次のように算出する（損害保険料率算出機構の資料より抜粋）。

【ステップ①】予測地図（確率論的地震動予測地図、地震調査研究推進本部が公表）の元データとなる一つ一つの地震について、どこがどの程度揺れるか、どこまでどの程度の規模の津波が押し寄せるかなどを計算する。

【ステップ②】一つ一つの地震に関する予想保険金を計算する。

【ステップ③】地震が発生する確率を考慮して、1年当たりの予想保険金を計算する。例えば2000年に1度発生する地震ならば、ステップ②に1／2000を掛ける。

【ステップ④】ステップ③の全ての地震について足し合わせて、将来の1年当たりの保険金を計算する。

【ステップ⑤】ステップ④を地震保険の保有保険金額で割り、保険金額1000円当たりの年間保険料を計算する。

▽実際の地震保険料

実際の保険料（基準料金）は、「基本料金×割引率×長期係数」で求める。

基本料金は、地域（等地）ごとに決められ、コンクリート造などの耐火建築物などと、木造などの非耐火建築物などの二つの構造区分がある。割引率には、「免震建築物割引」「耐震等級割引」「耐震診断割引」「建築年割引」の4種類があり、重複適用はできない。

長期係数は2年から5年までの保険期間に応じた割引である。

なお、地震保険料に関しては、地震保険法で「（略）保険料は、収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならない（地震保険法第5条）」とされており、損保に利潤は織り込まれていない（ノーロス・ノープロフィット原則）。

（4）支払い保険金

1回の地震などで支払われる保険金の総額を「保険金総支払限度額」といい、毎年度、国会の議決を経て決められる。

さらなる周知徹底で加入率向上へ

現在は11兆3000億円までとなっている。関東大震災規模の地震が発生しても保険金の支払いに支障がない額として、2016年4月に7兆円から改定された。

保険金支払いは、保険金の額によって政府、損保、日本地震再保険それぞれの責任分担が決められており、これを「再保険スキーム」という。

まず1回の地震などにより支払われる保険金額が、1153億円までは民間が負担する（1stレイヤー）。1153億円超1827億円までは政府と民間が50％ずつ負担する（2ndレイヤー）。1827億円超の部分はほとんど（約99・7％）を政府が負担する（3rdレイヤー）。

これにより、責任限度額は、民間が1822億円、政府が11兆1178億円になる。この限度額を超えた場合には、保険金額が削減されることがある。

ちなみに、これまでで保険金額の支払いが多かった地震などの第1位が東日本大震災（11年3月11日）で、支払件数80万1254件、支払保険金約1兆2706億円、第2位が阪神・淡路大震災（1995年1月17日）で、支払件数6万5427件、支払保険金約783億円である（2016年3月31日現在）。

Ⅱ．地震保険制度の改定

17年1月から、地震保険について、保険料と保険金の支払区分が変更になった。

（1）基準保険料

1月から、基準保険料が全国平均で5・1％引き上げられた。

改定率は地域や建物構造によりまちまちで、例えば、北海道・青森・新潟などは、耐火構造（コンクリート建物など）で保険金額1000万円当たり300円、非耐火構造（木造建物など）で1200円引き下げられたが、東京・神奈川・千葉などでは、耐火構造で2300円、非耐火構造で3700円引き上げられた。

損害保険料率算出機構のシミュレーションによれば、全国平均で19％の引き上げが必要であり、今回はその第1弾。追って第2、第3弾がある予定である（時期は未定）。

（2）保険金支払いの損害区分

これまで、「全損・半損・一部損」の3区分であった損害の程度が、「全損・大半損・小半損・一部損」の4区分に改定された。主要構造物の損害額が、建物の時価額の40％以上50％未満を大半損、20％以上40％未満を小半損と認定する。家財の場合は、家財の損害額が、家財全体の時価額の60％以上80％未満ならば大半損、30％以上60％未満なら小半損になる。

保険金額はそれぞれ大半損が契約額の60％（時価額の60％が限度）、小半損が30％（時価額の30％が限度）である。

Ⅲ．地震保険制度の課題

火災保険契約時に同時に地震保険も契約する割合（付帯率）は、15年度で60・2％であった。付帯率は年々増加傾向にあるものの、火災保険契約者の約4割は地震保険を付けない選択をしていることになる。

また、全世帯（住民基本台帳に基づく世帯数）に対する地震保険の契約件数の割合（世帯加入率）は、15年度で29・5％と3割に満たない。こちらも上昇傾向ではあるが、10件中7件が地震保険に未加入である現状は、地震大国日本においては地震保険の普及が十分とは言い難い。

地震保険法には、「大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられたときは、地震防災対策強化地域に指定された地域では、新たに地震保険契約を締結することができない（地震保険法第四条より抜粋）」という条項があり、地震保険に加入したいときに加入できない場合もあることはあまり知られていない。

また、地震保険が地震保険法に基づく国の制度であることや、火災保険では地震による火災は補償されないこと、さらに地震保険料は所得控除の対象になることなどのさらなる周知徹底が、地震保険加入率のアップにつながるだろう。

HOMAI WEB
保険毎日新聞社のホームページ
http://www.homai.co.jp

ドイツ人が見たフクシマ
熊谷徹 著
脱原発を決めたドイツと原発を捨てられなかった日本
ISBN978-4-89293-270-0
（2016年3月刊）
●四六判・272頁
●定価（本体1,800円＋税）
送料・300円
世界中に大きな衝撃を与えた東日本大震災とそれに連なる福島原子力発電所の事故、その衝撃を最も深刻に受け止めたのは、ドイツ人だった！
お申込みはFAXまたはWebで　FAX 03-3865-1431　http://www.homai.co.jp
保険毎日新聞社　東京都千代田区岩本町1-4-7　TEL 03-3865-1401